

第 6 9 号議案

足立区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

足立区特別工業地区建築条例（平成 1 5 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 1 3 6 条の 2 の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号」を「第 1 3 6 条の 2 の 5 第 1 項第 2 号及び第 3 号」に改める。

別表（ 3 ）の項中「第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する営業」を「第 2 条第 4 項の接待飲食等営業又は同条第 1 1 項の特定遊興飲食店営業のうち、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前 6 時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。